

一級河川白川（沈砂池）における 堆積土砂の試行的な売却に係る事業者募集要項

1 目的

本市では、河川の流下能力を確保し、浸水被害の軽減を図るため、河道や沈砂池に堆積した土砂の計画的な浚渫を実施している。しかし、近年の大雨の激甚化・頻発化に伴い、堆積土量も増加傾向にあり、緊急的な浚渫が必要になるなど、浚渫作業に係るコストの増大が課題となっている。

一方、一級河川白川（以下「白川」という。）に堆積する土砂は、流域の上流に多く見られる花崗岩が風化した砂が多く、他の河川の堆積土砂に比べて、色合いが白く、比較的良質な土砂である。

そこで、浚渫コストの縮減と資源の有効活用を目的に、白川沈砂池の堆積土砂を試行的に売却するため、買い受けを希望する事業者（以下「事業者」という。）を公募するものである。

2 売却に当たっての基本的な考え方等

(1) 沈砂池に堆積している土砂の採取及び搬出は事業者自らが行うこと。また、採取後の土砂を活用するための粒径選別、洗浄等の処理工程については、沈砂池から搬出した後に行うこととする。ただし、沈砂池内におけるスケルトンバケット等を用いた粒径選別については協議により可能とする。

(2) 本公募に基づく土砂の採取に当たっては、本市が河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条の認可（第43条の協議）を受けているため、事業者がこれら法令の許認可を受けることは不要とする。

(3) 売却を予定している土砂の数量（以下「売却予定数量」という。）は、 500 m^3 とする。

なお、売却予定数量は今後の降雨状況等により変更する場合がある。

(4) 売却する土砂は、 1 m^3 を最低数量とする（ 1 m^3 未満の買受希望は受け付けない。）。

(5) 売却する土砂は、沈砂池に自然堆積した川砂であり、木の枝などの不純物が含まれている場合がある。土砂の土質試験の結果（令和4年3月実施）は別紙1のとおり。

3 採取場所

採取場所は下記沈砂池内とする。

一級河川白川沈砂池（京都市左京区北白川琵琶町他地内）（別紙2参照）

4 契約期間及び採取期間

本市との契約期間は令和5年12月28日までとし、土砂の採取期間は、事業者の希望を踏まえたうえで、契約期間内で本市が調整するものとする。

なお、契約期間及び採取期間は本市との協議により、延長する場合がある。

5 値格

- (1) 土砂の採取に先立ち、事業者は本市と売買契約（単価契約）を締結するものとする。
価格は、土砂 1 m³当たり 316 円以上（消費税相当額含む（内税））とし、希望する買受価格（以下「提案買受価格」という。）及び採取量（以下「計画採取量」という。）を採取申込書（様式 1）に記載すること。
- (2) (1)の売買契約に基づき、事業者が本市へ支払う金額は、次のとおり算出する。
支払金額（円） = 提案買受価格（円／m³） × 採取量*（m³）
(※) 「6 計量・精算」により算出した採取量

6 計量・精算

- (1) 事業者は、運搬車両の台数により採取量を管理するものとし、採取完了後、採取した土砂の合計数量を完了報告書（様式 3）及び運搬管理表（様式 4）にて速やかに本市に報告すること。
なお、合計数量に 1 m³未満の端数があるときは、当該端数を 1 m³とみなして採取量を算出するものとする。
- (2) (1)の報告後、事業者は、本市が発行する納入通知書により当該請求金額を支払うものとする。

7 その他現場条件等

- (1) 土砂の採取に当たり、事業者は適切な安全対策を講じるものとし、搬出入に際しては、沈砂池への出入口（主要府道下鴨大津線に面する箇所）に交通誘導を行う人員を 1 名以上配置するものとする。
- (2) 作業時間は昼間とし、標準的な作業時間帯は、9 時から 17 時までとする。また、休日（土曜日・日曜日・祝日）の作業は、原則行わないものとする。
- (3) 作業が完了するまでの間、事業者は常時連絡が取れる体制を確保するものとする。
- (4) 沈砂池の周囲には民家・事業所等が点在しているため、生活・営業等に支障を生じさせないよう十分に配慮して作業を行うとともに、建設機械等使用時においては、騒音・振動に十分注意して作業すること。また、沈砂池に至る河川管理用通路について、自転車・歩行者等が通行する場合があるため、最徐行にて通行すること。
- (5) 採取作業に先立ち、沈砂池周辺地域へ本市から事前周知を行う予定である。事業者は、本市が行う地域への周知に協力すること。
- (6) 作業上の事故やトラブルが生じた場合には、速やかに本市に報告するとともに、事業者の責任において処理すること。
- (7) 事業者は、作業に際して沈砂池内又はその隣接敷地若しくは付近道路において、工作物又は人畜に与えた損害や、民有又は官有の施設を破損した場合は、事業者の費用負担で原状に復旧しなければならない。また、資機材、土砂の搬入、搬出その他により道路を汚損した場合は、事業者の責任において清掃等を行うこと。
- (8) 事業者は、過積載防止の徹底を図るため必要な対策を講じること。
- (9) 売却後の土砂の活用方法等について、本市から事業者へヒアリングを行う場合があ

る。この場合、事業者はヒアリングに協力すること。

8 応募資格

(1) 資格要件

次のア～オの全ての要件を満たす事業者（法人、個人事業主）を応募の対象とする。

- ア 下記に該当する者でないこと。
 - ・本公募に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- イ 法人税又は所得税及び消費税の滞納がないこと。
- ウ 京都市の市民税及び固定資産税の滞納がないこと。
- エ 京都市の水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと。
- オ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(2) 欠格事項

次のア～オいずれかの要件に該当した場合は、選定の対象から除外する。

- ア 提出書類の必要事項に記載がない、あるいは必要な書類が添付されていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 期間内に必要な書類等が提出されなかった場合
- エ 提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合
- オ その他不正行為があつたと認められる場合

9 応募手続

(1) 申込方法

(2)の募集期間内に、(3)に記載する提出書類をPDFファイル形式で電子メールにより「12 問合せ及び提出先」へ送付すること。

(2) 募集期間

令和5年10月30日（月）から令和5年11月13日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出種類

- ア 採取申込書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）

10 事業者選定

(1) 選定方法

応募資格を満たす者のうち、(2)の買受予定額が高い者から順に選定を行う。

なお、各事業者の計画採取量の総量が売却予定数量を超過する場合、又は令和5年12月28日までに全ての事業者の土砂採取が困難と本市が判断する場合は、選定する事業者数を制限する場合がある。

(2) 買受予定額

買受予定額は、次のとおり算出する。

$$\text{買受予定額 (円)} = \text{提案買受価格(円/m}^3\text{)} \times \text{計画採取量(m}^3\text{)}$$

(3) 同額の場合の決定方法

買受予定額が同額の場合は、抽選により選定順位を決定する。

(4) 採取量及び採取期間の調整

(1)で複数の事業者を選定した場合、各事業者の採取量及び採取期間については、採取申込書の記載内容を基に本市が調整を行う。

なお、当該調整に際しては、選定順位が上位の者の希望を優先するものとする。各事業者は円滑な調整に協力すること。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に個別に電子メール等により通知する。

なお、選定結果についての異議申立ては受け付けない。

(6) 選定の取り消し

提出書類の内容に虚偽又は不正があることが明らかになった場合は、選定した事業者の資格を取り消し、その者に文書により通知するものとする。

(7) 契約の締結

選定された事業者は、選定後速やかに本市と契約を締結するものとする（契約書（案）**別紙3**参照）。

(8) 契約者名称等の公表

契約者の名称、所在、連絡先、提案買受価格、計画採取量、買受予定額、採取した土砂の利用方法（予定）については、契約締結後速やかに本市のホームページ上で公表する。また、選定結果の詳細については、同ホームページ上で併せて公表する。ただし、事業者名称については契約者のみ掲載するものとし、選外の事業者は掲載しないものとする。

(9) 契約後の不誠実な行為等

事業者が、実際には採取の意志がないにも関わらず、過大な計画採取量で申込を行っていることが明らかになった場合や、特別な理由なく、採取を拒否又は採取期間内に採取を行わない場合には、契約書の条項に基づき、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。

11 スケジュール

募集開始	令和5年10月30日（月）
申込書提出締切	11月13日（月）【必着】午後5時まで
選定結果の通知	11月15日（水）（予定）
契約締結	～11月下旬
土砂採取	契約締結後、令和5年12月28日（木）まで

※上記スケジュールは目安であり、変更となる場合がある。

12 問合せ及び提出先

京都市建設局土木管理部河川整備課 担当：^{おいけ}御池、^{かくい}角井
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL：075-222-3591 FAX：075-213-1213
電子メール：kasenseibi@city.kyoto.lg.jp

13 その他

- (1) 本公募にかかる手続において使用する言語は日本語に限る。
- (2) 本要項に定めのない事項については、本市と事業者が協議のうえ決定するものとする。
- (3) 事業者が希望する場合には、募集開始から申込書提出締切までの期間において、事前の現場確認及び試掘を本市立会の下、行うことができる（本市の立会にかかる経費を除き、費用は全て事業者の負担とする。）。

以上